

したときは、亡失損傷報告を提出し、貯蔵品から払出しを行うが、この際組替の原因となるものは損傷である。つまり損傷によって修復できない場合は、損傷部分について貯蔵品価格を低下させ、出納簿から払出すと同時に、品名または整理区分を異動することがある場合は、組替の行為を同時に行う必要が生ずる。

D 誤整理の発見その他 貯蔵品の品名・品形等の整理に誤りがあった場合は、正常な品名・品形に訂正する必要がある。また売却品を売り易くするために切断分解する等の処置をとり、そのため品名・品形が異動した場合は、それぞれ口座を組替える必要が生ずる。

(6) たな卸し

貯蔵品については少なくとも年1回以上たな卸しを行い、現品と帳簿とを照合し、資産計上額の正確を保持するものとするように定められており、物品事務規程では、物品出納役または物品出納員は少なくとも毎月1回保管物品のたな卸しを行い、現品と帳簿とを照合しなければならないことになっている。たな卸しの業務は、現品を保管する物品出納職員は当然これを行わなければならないものであるが、出納簿の受払残高報告を毎月提出する際、現品の現在高と帳簿上の在高と照合し、その合致を確認することを規定しその責任の重さを裏付しているのである。たな卸しの結果、現品の過不足・損傷・変質等を発見したときは、既述の処理を速かに行わなければならないことは当然のことである。(大西照夫)

てつどうぶっびんじゅんびきてい 鉄道物品準備規程 国鉄において使用する物品の準備すなわち準備要求、準備計画および配給等の手続を定めたもので、物品の能率的な調達および配給を行うことを目的としている。国鉄において使用する物品は、その種類が多様多岐であり、かつ年間使用額も膨大な金額に上り、しかもその使用箇所は全国に散在するすべての機関にわたっているが、すべての物品を、それぞれの使用箇所ごとに調達し、使用することは不経済であるので、使用箇所とは別個に本社資材局および地方資材部において、集中的に物品の調達および配給を行っている。物品は部内において製作するか、または部外から購入するかして配給するのであるが、これらを集中的に取扱うことにより、物品の取得価格をより廉価にするとともに、これが取扱費用の節約を期している。また国鉄のように全国的な大企業にあっては、局地的には過剰品を保有してこれが利用に苦心しているのに対し、同一物品を他箇所において購入するというような場合が起り易いので、これらのものについては、保管転換等により物品の活用をはかる必要がある。そのほか古レール・古橋げたなどについては、全国的な規模において利用をはかる等貯蔵品の合理的な運用を期している。物品の調達および配給を集中的かつ合理的に行うためには、どのようにして物品を調達し、配給するか、その手続を規定する必要があり、物品の需要量は握・調達計画および配給等の手続を、この規程において規定しているのである。物品の調達および配給は、能率的に行わなければならないが、そのためには (1)適期的確かな物品の配給を確保する (2)貯蔵品の回転率の向上に努め、より少ない貯蔵品により運用をはかる (3)供給に要する費用をより少なくする (4)市場の変動に応じて経済的な購入をはかる、等の諸条件を充たすものでなければならない。

1 沿革 物品の準備は、物品事務の根源をなすものであり、〔倉庫物品事務規程〕(明治42・6・10 達第496号)において物品の取扱方を定めていた当時は、物品の準備方法も倉庫物品事務規程により規定されていたのであるが、物品の運用面を

主とする物品の準備方法と、物品の取扱手続を主とする事務手続とは、別個に定めるべきであるという見地から、大正2・6 達第530号をもって物品準備規程を制定し、物品事務規程と分離したのである。

その後物品事務規程と物品準備規程とは、相互にその関連を保ちながら、国鉄における物品の取扱方を規定してきたのであるが、昭和12・7に日華事変が起り、準戦時体制の下に相次いで資材統制が施行され、強化されるにしたがって、国鉄において使用する物品もその影響を受けて自由に入手することは困難となった。加えて準戦時体制から戦時体制へと進展するに伴って、国鉄の輸送力を増強する必要に迫られ、資材の消費量も増大し、これらの需要量を、物資不足にあえぐ戦時中に調達することは容易なことではなかった。輸出品等臨時措置法(昭和12・9 法律第92号)にもとづく物資の配給および物価の統制、ついで国家総動員法(昭和13・4 法律第55号)にもとづく総動員物資の統制、戦後における臨時物資需給調整法(昭和21・10 法律第32号)にもとづく指定生産資材の割当等の需給調整が実施され、昭和12年から昭和24年ころまでの10年余は、物資統制下における物品の準備に明け暮れたわけで、物品を調達するには、まず割当申請を行って割当を確保し、さらにこの割当物資の現物化に非常な努力を傾注しなければならなかった。自由経済下における物品の入手と比較すると、予想もできないほど困難であったので、物品の入手にあわせて工事その他の計画を調整しなければならなかったというような事例も少なくなく、変則的な物品の需給状態が続いた。物品準備規程に定める準備要求および準備計画等を行うにも、割当申請、割当量およびこれが現物化の状況等の影響を受け、物品の準備は物品準備規程によるよりも、物資統制関係の法令およびこれにもとづく諸規則にもとづかなければならないという時代であった。これらの影響を受けて、昭和22・4 達第177号をもって物品準備規程は廃止され、物品事務規程に統合された。ついで昭和24・3 達第120号をもって物品事務規程から準備の章を削除してすべてに定めることとして、暫定的な取扱方を通達により指示して、物品の準備を行っていた。しかし戦後の悪性インフレも昭和23年以降徐々に抑圧され、物価の安定、生産力の向上によって資材の調達も容易となり、次第に自由に物品を入手することができるようになって、国鉄における物品の準備も、必要な物品を適時適量配給できるようになったので、能率的な調達および配給を行うべく、昭和26・7 総裁達第312号をもって、鉄道物品準備規程を制定した。

その後昭和32年度分の準備要求等の取扱については、支社設置に伴って準備要求者および準備要求の暫定的取扱方を別途指示し現在に至っている。

2 規程の構成 鉄道物品準備規程は、つぎのような事項で構成されている。

- (1) 準備計画者 貯蔵品の準備計画を行う機関の長をいう。
- (2) 貯蔵品の保有に関する事項
 - ア 第2貯蔵品の保有制限
 - イ 基準保有量
 - ウ 年度末保有制限額、常時保有制限額、基準保有量の3者間の関係
- (3) 準備要求に関する事項
 - ア 準備要求者 準備要求を行う者をいい、準備要求者となる者を別表をもって定めている。
 - イ 準備要求書の様式
 - ウ 準備要求の期限および経路
 - エ 準備要求の数量等 使用箇所において、貯蔵品を保有し